

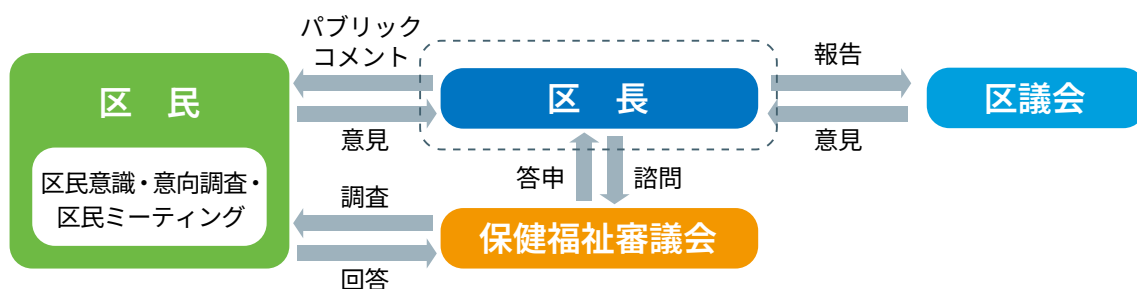
# 資料編

# 1 検討体制

地域保健福祉計画の策定にあたっては、学識経験者、区議会議員、保健医療関係者、社会福祉関係者、区内関係団体構成員、公募区民、区職員などで構成する「保健福祉審議会」を設置し、検討を進めてきました。

また、区民の意見等を伺う場として、令和4年度には区民意識・意向調査、令和5年度には区民ミーティング（豊島区民社会福祉協議会\*との共催）、およびパブリックコメントを実施しました。

なお、計画内に記載したコラムの一部は、区若手職員15名からなる地域保健福祉計画検討チームにより、計画関連施設や活動を視察し、現場の意見を反映したコラムを掲載しています。



# 2 検討経過

	保健福祉審議会・専門委員会（主な議案等）	区民意識・意向調査 パブリックコメント等
令和4年度	6月 第1回審議会（諮問）	
	8月 第1回専門委員会	
	9月 第2回審議会（次期計画の方向性、区民意識・意向調査の検討）	区民意識・意向調査の実施 10月18日～11月1日 有効回収数1,200件
	11月 第2回専門委員会	
	12月 第3回審議会（次期計画の構成、今期計画の進捗管理）	
	2月 第3回専門委員会	
令和5年度	3月 第4回審議会（次期計画の構成、区民意識・意向調査の結果報告）	
	6月 第4回専門委員会	区民ミーティングの実施 （豊島区民社会福祉協議会* と共催） 6月30日～7月25日
	8月 第5回専門委員会	
	9月 第5回審議会（計画素案の検討）	
	10月 第6回専門委員会	パブリックコメントの実施 12月11日～1月10日 提出意見数 31件
	11月 第6回審議会（計画素案の検討）	
3月 第7回審議会（パブリックコメントの結果報告、計画案の答申）		



答申の様子

### 3 保健福祉審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	氏名	職名・団体名
学識経験者	田中 英樹◎	日本医療大学通信教育部総合福祉学部教授
	神山 裕美○	大正大学社会共生学部教授
	宮崎 牧子	大正大学社会共生学部教授
	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域教授
	中島 修	文京学院大学人間学部教授
	田中 悠美子	一般社団法人ケアラーワークス代表理事・立教大学コミュニティ福祉学部非常勤講師
区議会議員	島村 高彦	公明党豊島区議団(令和5年4月30日まで)
	村上 宇一	自由民主党豊島区議団(令和5年4月30日まで)
	里中 郁男	都民ファーストの会豊島区議団・民主の会(令和5年4月30日まで)
	渡辺 くみ子	日本共産党豊島区議団(令和5年4月30日まで)
	松下 創一郎	自由民主党豊島区議団(令和5年9月12日から)
	高橋 佳代子	公明党豊島区議団(令和5年9月12日から)
	中澤 まさゆき	都民ファーストの会豊島区議団・国民民主党(令和5年9月12日から)
	小林 ひろみ	日本共産党豊島区議団(令和5年9月12日から)
保健医療関係者	平井 貴志	豊島区医師会会長(令和5年6月24日まで)
	土屋 淳郎	豊島区医師会会長(令和5年9月12日から)
	高草木 章	豊島区歯科医師会会長(令和4年6月27日まで)
	高田 靖	豊島区歯科医師会会長(令和4年9月30日から)
社会福祉関係者	佐野 雅昭	豊島区薬剤師会会長
	佐野 功	豊島区社会福祉事業団事務局長
	近藤 友克	社会福祉法人豊芯会常務理事
区内関係団体構成員	天貝 勝己	豊島区民社会福祉協議会事務局長(令和5年7月10日まで)
	塚田 義信	豊島区町会連合会副会長
	寺田 晃弘	豊島区民生委員児童委員協議会会長(令和4年11月30日まで)
	田中 治	巣鴨地区民生委員児童委員協議会会長(令和5年3月14日から)
	外山 克己	豊島区高齢者クラブ連合会会長
	磯崎 たか子	豊島区障害者団体連合会会長
区公募	根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会常任幹事
	佐伯 晴子	公募区民
	高橋 紀子	公募区民
区職員	遠藤 亘	公募区民
	保健福祉部長、健康担当部長、子ども家庭部長、児童相談所長	

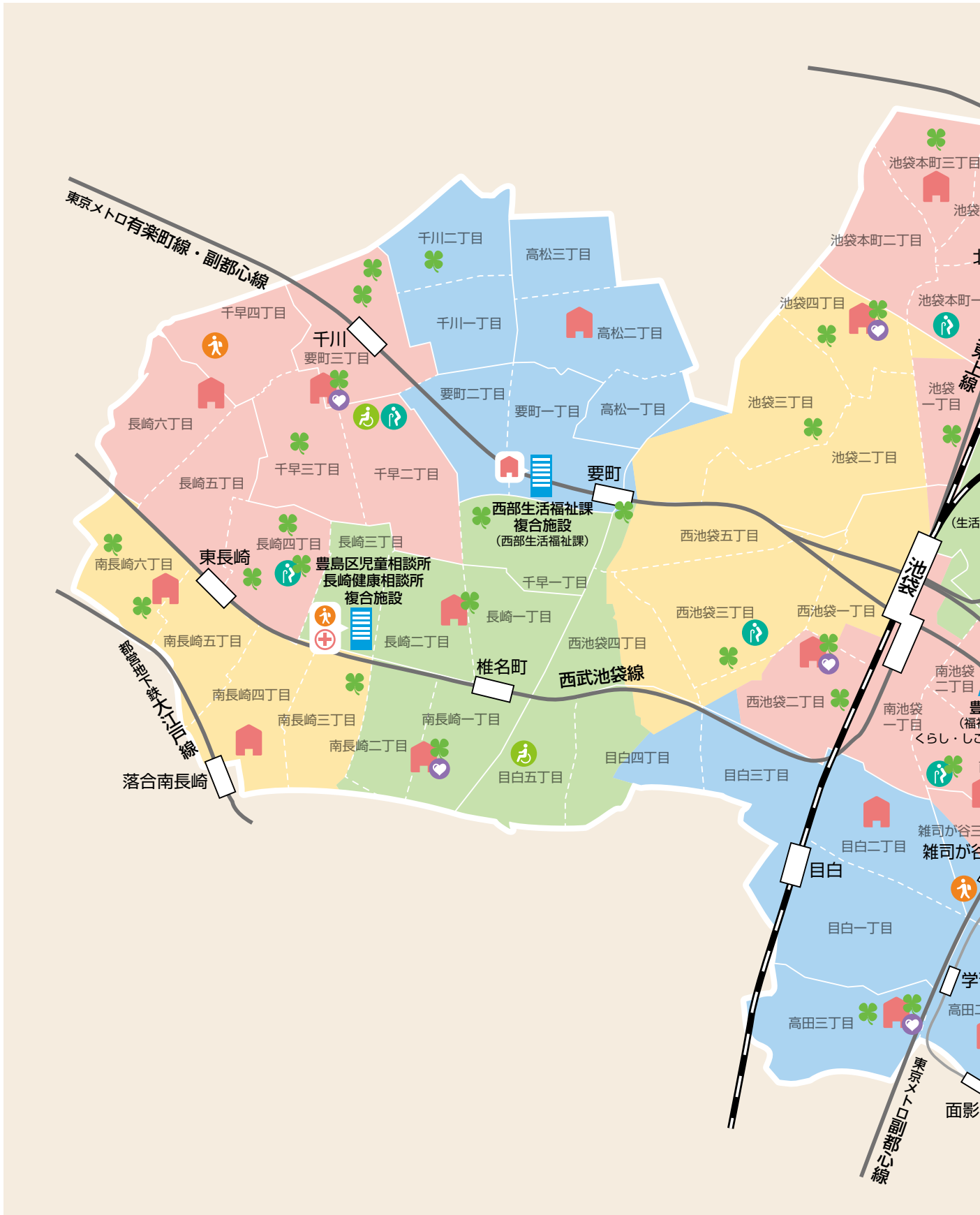
※学識経験者は専門委員会を兼任

### 4 計画改定の経緯

期	改定時期	計画期間	備考
第1期	平成17年3月	平成17年度～平成21年度	障害者福祉計画、地域保健医療計画を統合。
	平成18年3月※	平成17年度～平成21年度	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を統合。
第2期	平成21年3月	平成21年度～平成25年度	障害福祉計画を統合。
第3期	平成24年3月	平成24年度～平成28年度	—
第4期	平成27年3月	平成27年度～平成31年度	—
第5期	平成30年3月	平成30年度～平成35年度	—
第6期	令和6年3月	令和6年度～令和11年度	—

※平成18年3月の改定は、地域保健福祉計画の内容を大幅に見直すのではなく、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を組み入れるための改定のため、第1期とする。

# 5 豊島区の保健福祉関連施設マップ



計画の基本的な考え方

計画の背景

施策の方向








施策の内容

計画の推進に向けて

豊島区の重層的支援体制について

資料編



-  池袋保健所、長崎健康相談所
-  高齢者総合相談センター
-  障害支援センター、心身障害者福祉センター、障害者虐待防止センター、福祉作業所、生活実習所
-  児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センター
-  区民ひろば
-  コミュニティソーシャルワーカー (CSW)
-  福祉なんでも相談窓口

(令和6年3月現在)

## 6 豊島区保健福祉審議会条例(抄)

平成21年6月26日条例第39号

- 第1条** 豊島区における保健福祉に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として、豊島区保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 第2条** 審議会は、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。
- 2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。
- 第3条** 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員28人以内をもって組織する。
- 第4条** 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

**第7条** 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

**第8条** 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 7 社会福祉法(抄)

昭和26年3月29日法律第45号(令和4年6月22日改正)

(目的)

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

**第3条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

**第4条** 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を

把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

**第5条** 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

**第106条の3** 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動



を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

#### (重層的支援体制整備事業)

**第106条の4** 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

**第106条の5** 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

#### (市町村地域福祉計画)

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

**第109条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 8 用語説明

## あ行

## ▶ アウトリーチ

60ページ「コラムNo.17」を参照。

## ▶ アクセシビリティ

年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスなどに簡単にたどりつけ、利用できること。

## ▶ アクティブシニア

仕事や趣味に意欲的で、健康や自立意識が高く、新しい価値観を積極的に取り入れようとする、高齢者のこと。

## ▶ 新たな支え合い

平成20年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書としてまとめられた住民と行政の協働による新しい福祉のあり方。

## ▶ 医療救護所

緊急性の低い軽症者や内科的疾患患者の救護、慢性疾患患者治療、被災者の健康管理等を行うために、区内12ヶ所の地域本部設置の救援センターに開設される、医療救護活動を行う場。

## ▶ 医療的ケア

43ページ「コラムNo.4」を参照。

## ▶ 医療的ケア児

生活する中で医療的ケアを必要とする子どものこと。医療的ケアについては、43ページ「コラムNo.4」を参照。

## ▶ ウォークابل

50ページ「コラムNo.9」を参照。

## ▶ エンディングノート

人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。本区では「豊島区あんしんノート」という。

## ▶ オーラルフレイル

「フレイル」を参照。

## か行

## ▶ 介護支援専門員

介護保険法に規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている職種。一般にケアマネジャーとも呼ばれる。

## ▶ 介護福祉士

身体や精神の障害により日常生活を送るのが困難な人に対して、心身の状況に応じた介護を行い、その人や介護者に対して介護に関する指導を行う国家資格の専門職。

## ▶ 共生型サービス

平成30年度の介護保険制度改正により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするもの。介護の事業所が障害福祉の指定を受けやすくなるとともに、障害福祉の事業所も介護の指定を受けやすくなる。これまで65歳になった障害者は障害福祉施設を出て類似サービスの介護施設へ行く仕組みだったが、制度改正により、65歳以上になった障害者が使い慣れた事業所で引き続きサービスを受けられるようになる。

## ▶ 居住支援協議会

住宅確保要配慮者（P96用語説明参照）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者と賃貸人に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

## ▶ 緊急医療救護所

発災直後に病院が迅速かつ適切な治療が必要な「重症者・中等症者」の治療を優先できるように、区内の病院等の近隣に開設される、医療救護活動を行う場のこと。負傷の程度で患者を振分け、重症者は災害拠点病院へ、中等症患者は災害拠点連携病院等へ搬送し、軽症者を緊急医療救護所で救護する。



### ▶ グリーフケア

身近な人と死別した人が、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援すること。一方的に励ますのではなく、相手に寄り添う姿勢が大切といわれる。

### ▶ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

### ▶ ケアラー

こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

### ▶ 高次脳機能障害

脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）、感染症などの病気や交通事故、転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習面で起こる障害。脳の中の障害のため、外見から障害を見極めるのは非常に困難で、患者本人が自覚していない場合も多く、周囲から理解されず、支援を受けにくい状況におかれている。

### ▶ 公認心理師

保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識や技術をもって、支援が必要な人への相談・助言・指導その他の援助などを行う国家資格の専門職。

### ▶ 高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)

地域包括支援センターは、介護保険法に基づく地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するために区市町村に設置された総合相談窓口のこと。豊島区では、8か所設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか各種相談、申請受付など総合的な支援を行っている。また、区民に親しまれるよう、通称名として「高齢者総合相談センター」を使用している。

### ▶ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワークを担う専門職のこと。具体的な取り組みとして、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対応する「個別相談支援」や、地域課題の解決に向けて住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等との協力による「地域支援活動」などを行う。

### ▶ コミュニティソーシャルワーク

イギリスで生まれたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・相談支援の進め方のこと。支援を必要とする人々の生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源の開発や、公的制度との関係調整を目指すもの。

さ行

### ▶ 災害時要援護者

71ページ「コラムNo.21」を参照。

### ▶ 在宅医療連携推進会議

学識経験者、地域医療関係者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、リハビリテーション職、介護職、高齢者総合相談センター、区民、行政で構成され、多職種による顔の見える連携を目指し、在宅医療に関するさまざまな事項について検討・協議を行っている。

### ▶ 社会的養育

保護者のもとで暮らすことができない児童を、公的責任で保護し、社会が代わって養育する仕組みのこと。

### ▶ 社会福祉士

心身の障害や環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談を受け、助言・指導を行う国家資格の専門職。

## 資料編

### ▶ 社会福祉協議会

3ページ「コラムNo.1」を参照。

### ▶ 社会福祉法人

社会福祉法により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。

### ▶ 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児のこと。

### ▶ 住宅確保要配慮者

低所得者、被災者、高齢者、障害者、18才未満の子どもを育成する世帯、外国籍等区民など住宅の確保に特に配慮を要する者。

### ▶ スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する社会福祉の専門家で、問題を抱える児童・生徒に対し、児童・生徒や家庭、学校、地域社会との協働により課題解決に向けた対応を図る専門職。

### ▶ 青少年育成委員

47ページ「コラムNo.7」を参照。

### ▶ 精神保健福祉士

心に病を抱えた人がスムーズに生活を営めるように、相談や生活支援、助言、訓練、社会参加の手助け、環境調整などを行う、国家資格の専門職。

### ▶ 成年後見制度

65ページ「コラムNo.20」を参照。

### ▶ セルフネグレクト

成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全が脅かされる状態に陥ること。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活することなどにより、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある。

### ▶ 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う専門員。

## た行

### ▶ ダブルケア

子育てと介護が同時期に発生する状態のことで、近年の晩婚化・出産年齢の高齢化を背景に、仕事と子育てあるいは仕事と介護の両立だけでなく、子育て・介護・仕事の両立に直面する世帯が増加すると予測されている。

### ▶ 団塊ジュニア世代

日本で1971年(昭和46年)から1974年(昭和49年)に生まれた世代。毎年200万人以上生まれた世代で、世代人口は団塊世代に次いで多い。

### ▶ 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### ▶ 地域福祉サポーター

61ページ「コラムNo.18」を参照。

### ▶ 地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

### ▶ チームアプローチ

多様な職種がチーム形成し、目標に向かって連携し、協働する技術のこと。医師や看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の国家資格として位置づけられるものばかりでなく、生活保護のケースワーカーや民生委員・児童委員など、さまざまな分野にかかわる職種にもひろがりを見せている。

### ▶ 超高齢社会

総人口に占める65歳以上の割合が21%を超えた社会のこと。

## ▶ 中核機関

権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となって、全体のコーディネートを担う機関のこと。

## ▶ デジタルデバインド

情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報格差のこと。

## ▶ 豊島区民社会福祉協議会

「社会福祉協議会」を参照。

## ▶ としま子ども会議

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもが区政について話し合い、意見を表明する場を設けることで、子どもの意見を区政に反映することを目指すもの。

## ▶ トリアージ

多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて、治療の優先度を定めること。トリアージを実施することで、重傷者から優先的に治療することができ、ひとりでも多くの人命を救うことができる。

は行

## ▶ 8050問題

「8050」とは、「80代の親と50代の子」という意味で、高齢の親と働いていない子が同居している世帯をさす。ひきこもりの長期化などにより、子と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護などで支援につながらないまま孤立、困窮してしまうことなどが大きな問題となっている。

## ▶ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

## ▶ 避難行動要支援者

71ページ「コラムNo.21」を参照。

## ▶ 福祉救援センター(福祉避難所)

71ページ「コラムNo.23」を参照。

## ▶ 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価とは、事業者でも利用者でもない第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント等を評価すること。

## ▶ 福祉なんでも相談窓口

47ページ「コラムNo.8」を参照。

## ▶ フリーWi-Fi

無料でインターネットに接続できる無線通信のこと。

## ▶ フレイル

フレイルとは虚弱を意味し、加齢とともに心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下することをいう。オーラルフレイルは、歯の喪失やかむ力の低下により、栄養バランスが偏ったり筋肉量が低下して虚弱になることをさす。フレイルは、健康と要介護状態の中間にあるとされ、適切な介入や支援でより健康に近づく。

## ▶ 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

ま行

## ▶ 民生委員・児童委員

46ページ「コラムNo.6」を参照。

や行

## ▶ 家賃債務保証制度

高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担うことで、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯などの人が賃貸住宅に入居する際の家賃債務を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。

## ▶ ヤングケアラー

本来なら大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子どものこと。

## ▶ ヤングケアラー 支援コーディネーター

家庭内の問題として、見えづらいヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援していくため、令和5年4月より2名配置された。常設の相談窓口で相談を受ける他、地域の関係機関とも連携しながらアウトリーチを行い、個々の状況を見極めながら適切なコーディネートを行う。また、ヤングケアラーの正しい理解を促進し、地域に見守りの目を増やすために職員や関係機関向けの研修・出張講座を実施する。

## ▶ ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのこと。

ら行

## ▶ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

## ▶ 65歳健康寿命

65歳の方が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものをいう。

65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年) (平均自立期間: 要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間)

わ行

## ▶ 若者ケアラー

18歳からおおむね30歳代までのケアラー(P95用語説明参照)のこと。

アルファベット

## ▶ ACP

Advance Care Planningの略。「人生会議」ともいう。人生の最終段階において、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や友人、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、本人の希望や医師を共有することを推奨する考え方。

## ▶ ICT

Information and Communication Technologyの略。IT(Information Technology) とほぼ同義語。“情報通信技術”と訳される。ITとの違いはC(communication)を強調していることで、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味したところにある。

## ▶ NPO法人

NPOとはNon-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、特定非営利活動法人(NPO法人)という。法人格を持つことによって、団体名義での契約締結や土地の登記などができるようになる。

## ▶ SNS

Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。